

(b) 十分間降る時は減給二時間
(c) 十九分間降る時は減給三時間

(d) 在金額微差すること。

(e) 解雇されたる在記四名の職工を復職せしむること。
吉田芳治、新野長太郎、竹松之助、坂本渡。

(f) 従来掲示表(毎月の工賃)ありし躉議の工賃を今般
鐵道者より讀見いたる結果参考値下げるが如く会社側
の算出を取扱うこと。

(備考) 会社側の言ふに依ると、鐵道者より毎月に

つき参考にて讀見のやうとめこと

(尚サ數値下賛成者あるが廿二日(正月日)支節
発会式を當奉行した計りによつて、今日此の要

(a) 求は入申込みひまなかとの意見が多數占め
た結果前記誠有者四名が代表して会社側の要
件上職工の賃金擇定であることを会社持主
あること。

(b) 諸員工賃、報告が從未不明了であつて、只紙片に金額
だけ記入して報告しなじに過ぎなかつたが之を明瞭に報
告すること。

社長訪問。右件件を携へて八名の職工廿五日朝
農之進の自覺を訪問す。

牧本氏丁寧に取扱ふ
接遇す

肇
國文漢
社長訪問
三十五日